

# 「衛生推進者」養成講習（第3回）

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

## 【労働安全衛生法第12条の2】

主催：（一社）三田労働基準協会（幹事） 渋谷労働基準協会  
（一社）品川労働基準協会 （一社）大田労働基準協会

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 記

- 日時 2022年3月16日（水） 10:00～16:40（開場 9:40）
- 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階 研修センター  
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 研修科目 法令に定める全科目（講師：労働衛生コンサルタント）
- 修了証の交付 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。  
修了証は（一社）三田労働基準協会〔東京労働局長登録第3号〕から発行されます。
- 定員 24名（先着順）  
（企業・団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 受講料 8,100円（テキスト代〔中災防発行〕・消費税込み）  
（ただし、上記労働基準協会会員は7,000円（協会テキスト代（1,100円）を助成します）
- 申込み方法等
  - 受講申込：裏面「申込書」により、大田労働基準協会あて Fax（03-3738-0128）して下さい。
  - 申込受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします（申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい）。

③受講料は、受講票到着後2週間以内（到着から3月9日まで2週間ない場合は3月9日（水）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

振込用紙に講習会名を必ずご記入下さい

・金融名 ゆうちょ銀行 ・口座番号 00120-5-456953  
・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※ネットバンキング等からの振込は下記をご指定ください

・金融名 ゆうちょ銀行 ・店名 〇一九（ゼロイチキュウ） ・貯金種目 当座  
・口座番号 0456953 ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

④ 受講の取消：3月9日（水）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

⑤ 受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提示ください。

8 問合先 （一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

〔注〕1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は10人～49人）

|         | 業 種   |
|---------|---|
| 衛生推進者   | 下記以外の全ての業種、   |
| 安全衛生推進者 | 製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業 |

### 2 「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後1年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後3年以上の衛生の実務経験者、③5年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。

